介護保険サ

保険

☆ 介護保険のサービスを利用するためには、区に申請し

要介

認定調査



●本人の心身の状態を見るために 認定調査員が訪問し、本人や家族 などから聞き取りを行います。

主治医の意見書

●かかりつけの医師に意見を求めます。

区から病院に直接、主治医意見書の 作成を依頼します。

審査・判定

介護認定審査会ではコンピ ュータによる判定や、認定 調査の結果・主治医意見書 をもとに、介護認定審査会 が、どのくらいの介護や支 援が必要か審査します。



更新

申請する

●区の窓口に「要介護認定」「要支援 認定」の申請をしましょう。

- ●認定の有効期間の満了が近づくと 区から通知されます。
- ●引き続きサービスの利用を希望す る場合には、更新の申請をしてくだ さい。

サービスを利用する

- ●介護サービス計画また は介護予防サービス計 画にもとづいてサービ スを利用します。
- ●費用の1割、2割または 3割を支払います。



問い合わせ先

介護保険の利用の相談窓口は

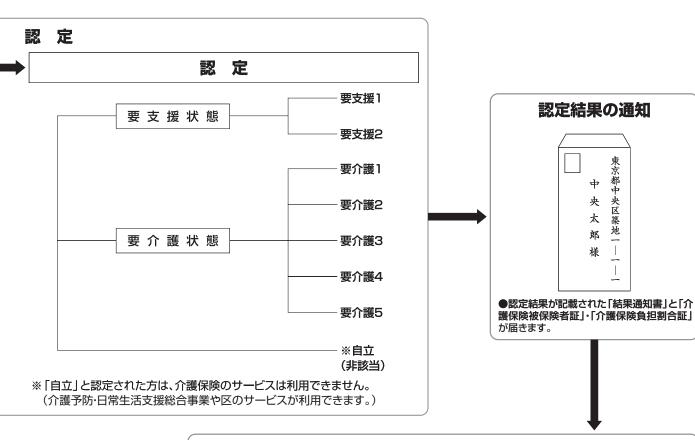
→京橋おとしより相談センター ☎3545-1107 日本橋おとしより相談センター 23665-3547 人形町おとしより相談センター ☎5847-5580 月島おとしより相談センター ☎3531-1005 勝どきおとしより相談センター ☎6228-2205

(お住まいの住所により担当するセンターが異なります。6、7ページをご覧ください。)

〔介護が必要になったら介護保険のサービスが利用できます。〕

の利用のしかた

て「介護や支援が必要」と認定されることが必要です。



利用計画 (ケアプラン) を立てる

- ●どのようなサービスをどのくらい利用するかを示す、「介護サービス計画」や「介護予防サービス計画」を作ります。
- ○要支援1・2:「介護予防サービス計画」を作成→お住まいの地域のおとしより相談センターが作成します。
- ◎要介護1~5:「介護サービス計画」を作成 →介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成します。



問い合わせ先

要介護認定の申請・認定調査・認定結果については

→介護保険課介護認定係

☎3546-5385

介護保険サービスの利用についての相談は

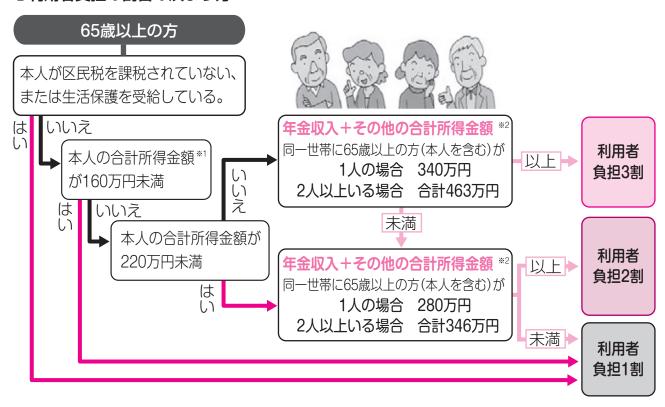
→介護保険課地域支援係

☎3546-5379

2 介護保険サービスの利用者負担

介護保険サービスを利用したとき、みなさんが介護サービス事業者に支払う金額は、かかった費用の1割、2割または3割です。

○利用者負担の割合の決まり方



- ※1 「合計所得金額」とは、年金や給与、不動産、配当、譲渡など各所得金額の合計で、 医療費控除や扶養控除などの所得控除を引く前の額をいいます。また、長期譲渡所得 及び短期譲渡所得に係る特別控除した額で計算されます。
- ※2 「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金収入に係る所得を除いた所得額をいいます。
 - 要介護·要支援認定を受けている方全員に、利用者負担の割合(1割、2割または3割)が記載された「介護保険負担割合証」を発行します(有効期間:8月1日~翌年7月31日)。
 - 介護保険負担割合証は、介護保険のサービスを受ける際に提示します。介護サービス事業者は、この負担割合証で利用者の負担割合を確認します。

問い合わせ先

介護保険課介護認定係

☎3546-5385

3 介護保険サービス

介護サービスの利用にあたって

利用するときはケアマネジャーまたはおとしより相談センターにご相談ください。 介護サービスを利用する方は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割または3割を負担します。

※災害などにより居住する家屋が著しい損害を受けた場合などに利用者負担金の減免を受けられることがあります。

要介護1~5の方が利用できるサービス

介護サービス計画に基づいたサービスを利用できます。自宅で利用したり、施設に通ったり、短期入所する在宅サービス、区内に住んでいる方のみが利用できる地域密着型サービス、施設に入所し、そこで受ける施設サービスがあります。

居宅介護支援(居宅サービス計画作成)

ケアマネジャーが、利用者や家族の要望を聞きながら、介護サービスを利用するため の相談や、在宅サービス事業者などとの連絡・調整を行い、ケアプランを作成します。

在宅サービス

1	訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 通院などを目的とした、乗降介助も行います。
2	訪問入浴介護	家庭の浴槽で入浴が困難な方は、介護職員と看護師が家 庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介助を行います。
3	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が施設などの通所サービスを受けることが困難な方のお宅を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。
4	訪問看護	疾患などを抱えている方について、看護師などが家庭を 訪問し、主治医と連絡をとりながら、療養上の世話や診 療の補助を行います。
5	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問 し、療養上の管理や指導を行います。
6	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター(日帰り介護施設)などに通い、 趣味、生きがい活動や、入浴、食事などの介護、機能訓 練などを行います。

7	通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療施設などで、入浴、食事などの日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。	
8	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行います。 ・車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置 など ※要介護度によって対象外となる用具があります。	
9	特定福祉用具 購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際、10万円を上限に費用の9割、8割または7割の支給を行います。 ・ポータブルトイレ、入浴用いす、浴槽台、浴槽手すり、バスボード、補高便座、浴室すのこ、入浴介助ベルト、移動用リフトのつり具、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽 など	
10	住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、 20万円を上限に費用の9割、8割または7割の支給を行い ます(事前申請が必要です)。	
11	特定施設入居者 生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居して いる利用者に対して、日常生活上の支援や介護を行いま す。	
12	短期入所生活介護・ 短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所している利用者に対して、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	

地域密着型サービス

1	定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	型 日中・夜間を通じて短時間・複数回の定期巡回と緊急時の随時対応を組み合わせて、24時間体制の訪問介護と訪問看護を行います。呼出し端末機で常時オペレーターとつながっており、コール機のボタンを押せばいつでも話ができます。	
2	夜間対応型訪問介護	早朝や夜間の定期巡回や通報システムによる夜間の随時 対応型の訪問介護を行います。	
3	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を専門とするデイサービスで、入浴、排せつ、食事などの介護および日常生活上の世話や機能訓練などの日帰りの介護サービスを行います。	

4	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の選択に応じて「訪問」 や「泊り」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などのサ ービスを行います。
5	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が共同生活をする住居で、入浴、排せつ、食事などの介護および日常生活上の支援や機能訓練などの介護サービスを行います。
6	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	定員29人以下の特別養護老人ホームに入居した方に、介護や機能訓練・療養上の世話を行います(原則、要介護3以上の方が対象)。
7	地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設で、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

施設サービス ※施設一覧は100、101ページをご覧ください。

1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入居する施設で、日常生活上の支援や介護を行います(原則、要介護3以上の方が対象)。
2	介護老人保健施設	リハビリテーションを中心に介護や医学的管理が必要な 方が在宅復帰できるよう、入所する施設で、介護や機能 訓練などを行います。

要支援1・2の方が利用できるサービス

生活機能の維持向上の視点から、介護予防を重視したサービスです。サービスを利用するにはまず、おとしより相談センターに相談し、自分に合った「介護予防サービス計画」の作成を依頼してください。

介護予防サービス

1	介護予防訪問入浴介護	家庭の浴槽で入浴が困難な方は、介護士と看護師が家庭 を訪問し、介護予防を目的とした浴槽を提供しての入浴 介助を行います。
2	介護予防訪問 リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が施設などの通所サービスを受けることが困難な方のお宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

3	介護予防訪問看護	疾患などを抱えている方について、看護師などが家庭を 訪問し、主治医と連絡をとりながら、介護予防を目的と した療養上の世話や診療の補助を行います。	
4	介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問 し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行いま す。	
5	介護予防通所 リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療施設などで、介護予防を目的と した入浴、食事などの日常生活上の支援や生活機能向上 のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。	
6	介護予防福祉用具貸与	介護予防に役立つ福祉用具の貸与を行います。 ・手すり、スロープ、歩行補助杖、歩行器 など	
7	特定介護予防福祉用具 購入費の支給	介護予防を目的とした入浴や排せつなどに使用する福祉 用具を購入した際、10万円を上限に費用の9割、8割また は7割の支給を行います。 ・入浴用いす、浴槽手すり、バスボード、補高便座 な ど	
8	介護予防住宅改修費の 支給	介護予防を目的とした手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用の9割、8割または7割の支給を行います(事前申請が必要です)。	
9	介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居している利用者に対して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を行います。	
10	介護予防短期入所生活 介護・短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所している利用者に対して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	

地域密着型介護予防サービス

1	介護予防認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) 要支援2の方	認知症の高齢者が共同生活をする住居で、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などの介護および日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。	
2	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスを行う施設などに通い、 介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などの介護お よび日常生活上の世話や機能訓練などの日帰りの介護サ ービスを受けられます。	
3	介護予防小規模多機能型 居宅介護	「通い」を中心として、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊り」を組み合わせ、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などのサービスを行います。	

総合事業のサービス

1	予防訪問サービス (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護予防を目的とした 入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの 生活援助を行います。	
2	予防生活援助サービス	事業者が訪問し、調理、洗濯などの生活援助を行います (身体介護は行いません)。	
3	予防通所サービス (デイサービス)	デイサービスセンター(日帰り介護施設)などに通い、 介護予防を目的とした趣味、生きがい活動や、入浴、食 事などの介護、機能訓練などを行います。	
4	はつらつ健康教室 (短期集中)	自宅でもできる体操を中心に栄養・口腔機能改善のためのミニ講習会などを区内施設で実施する週1回の教室で(一部マシントレーニングを含む)、原則3カ月単位の受講で最長6カ月受講できます。	
5	高齢者の交流サロン 「高齢者通いの場」	地域の方が運営する高齢者の交流サロン「高齢者通いの場」が区内各地で開催されています。身近な場所で体操、脳トレ、歌などの多彩なプログラムに参加できます。	
6	訪問健康づくり	健康教室に通うことが困難と思われる方には保健師が居 宅を訪問し、生活機能向上に必要な指導・助言を行います。	

4 介護保険給付の量を補う区のサービス

要介護認定を受けた方が、在宅生活を続けるために介護保険だけではサービスが不足する場合に、次のようなサービスが受けられます。

1	生活援助サービス (生活援助・院内介助)(※)	①生活援助サービス 介護保険サービスを限度額まで利用しても、在 宅生活の維持に支障がある方のために、生活援助 サービスを行います。 ②院内介助サービス 介護保険サービスを限度額まで利用した方などで、医療機関で受診する際に院内での介助が必要 な方に、院内介助サービスを行います。
2	在宅支援入浴サービス (訪問入浴サービス)(※)	介護保険サービスを限度額まで利用しても週1回の訪問入浴介護サービスを受けられない場合に、 1週につき1回を限度として入浴サービスを行います。
3	住宅設備改善給付 (1) 浴槽・流し・洗面台などの改善 (2) 便器の洋式化などの改善 (3) 階段昇降機の設置	身体機能低下のため、浅い浴槽への取り替え・車いす利用になった場合の低い流しへの取り替え、 便器の洋式化などの改善および階段昇降機の設置 を必要とする場合に、住宅設備改善給付を行います。

※1、2は「要介護5」の方で介護保険サービスを限度額まで利用しても不足する方が対象 となります。ただし、1において介護保険サービスの対象とならない「院内介助」を利用 する場合は、「要介護5」の方でなくても対象となります。